

議事要旨

会合名：第11回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年6月22日(月) 16:00~18:45

討議内容：

1. 今後の進め方について

事務局及び専門委員よりWG1の今後の進め方(資料11-3のスケジュール及び論点)について、概ね3か月延長し、既出の論点(参考①)を継続議論する旨を説明。また、PT主査よりセキュリティ検討PT進捗状況(資料11-4)について報告。質疑の後、今後の進め方については了承された。

2. 民法改正以外の論点について

(1) セキュリティ

前回の継続議論として、委員よりセキュリティ条項に対するコメント(資料11-5)、同じく委員より(更新版)セキュリティ条項の提案(資料11-6)の説明を行った。次に事務局より、セキュリティプロセス解説の見直し案(資料11-7-1~3)について説明し、議論時間の関係で本会終了後に意見照会を行いたい旨提案し、了承された。セキュリティ条項に関する主な議論を以下に示す。

- 現在のソフトウェアの定義では、アプリだけで基盤が入っていないと捉えられる可能性があるが、個別契約でその範囲も定めていくというような指摘があればよい。
- セキュリティの定義に、一般的に言われる性質(機密性・完全性・可用性)の内、可用性の観点が見えていないように見える。可用性の観点も当初から見えていくべき。
- 現在の条項は機密性・完全性・可用性という言葉を使わずに表現している。それを改めて定義すると、契約条項にはしづらい。逐条解説のようなところで、その関係性に触れることが利用者にとってよい。可用性は50条の検討対象に既に入っている。
- セキュリティのガイドラインが基盤よりではないかという指摘については、アプリのセキュリティ確保についてセキュアコーディングという形で示すべく、セキュリティPTで検討している。
- 50条4,5項では脅威、脆弱性の対象を“契約目的を達することのできない重大なものに限る”という形で対象を絞っている。これはユーザ、ベンダ双方にとって、セキュリティに対するコストが高くなりすぎないようにするため。なお“重大な”は要件を加重しているものではない。
- 今回のガイドラインありきではなく、業界ごとにもガイドラインがあることに触れてもいいのではないか、という意見があり、セキュリティPTの中でさらに検討することとなった。

(2) プロジェクトマネジメント義務及び協力義務

専門委員よりプロジェクトマネジメント義務及び協力義務(資料11-8-1~4)に関して説明した。議論を元に再度たたき台を作ることとした。主な議論を以下に示す。

- 契約条項に入れるかどうかについては、現在の判例をすべてのプロジェクトを前提として本当によいかという観点から見ても消極的立場。また、これは役割分担の問題で、個別契約で役割分担については図られているので、重ねて条項を置く必要はないのではないか。
- 解説のどこに書くか一番効果的かについては、裁判例を踏まえて、この条項については、このような点に配慮が必要だ、ということそれぞれのところに加えていくイメージがよい。

以上